

令和6年度
都道府県・政令指定都市
犯罪被害者等施策主管課室長会議

地方公共団体における犯罪被害者等支援 ～多機関連携支援の必要性～

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

総合的対応窓口における対象者とは (1)

- 犯罪被害者等基本法における「犯罪被害者等」
 - = 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為※）により害を被った者及びその家族又は遺族
 - ≒ 地方公共団体の犯罪被害者等支援条例における「犯罪被害者等」
 - ※特に罪種の限定はない

- 地方公共団体の犯罪被害者等見舞金制度における対象者
 - = 多くの場合
 - * 被害の罪種、対象者を限定
 - * 申請期限がある

総合的対応窓口における対象者とは (2)

基本法≡条例に基づく犯罪被害者等

交通事故、窃盗、詐欺、DV、虐待など
(被害直後から、被害後数十年経過も)

見舞金制度に基づく
犯罪被害者等

被害の罪種、対象者を限定
申請期限あり

被害者等が直面する諸問題

- * 直接的な被害だけでなく、様々な領域において困難に直面する。
(心身の問題、衣食住の問題、刑事手続、民事手続、周囲の無理解、家族関係における変化、子育て…などなど)
- * 被害者本人だけでなく、家族や周囲の者にまで影響を及ぼす。

→ 問題の領域間への拡散

- * 被害直後から数カ月、数年、ときには数十年に渡り、様々な困難に直面し、またそのニーズは変化し、持続する。

→ 問題の時間軸への拡散

犯罪被害者等支援における生活上の支援の必要性 (1)

令和5年度犯罪被害類型別等調査

Q58「支援を受けた／制度を利用した機関・団体（複数回答）」（回答者数：819名）

警察	医療機関	弁護士会	法テラス	裁判制度	職場	検察庁	地方公共団体	...	いずれの機関・団体の支援も受けていない
16.6%	3.3%	2.7%	2.3%	2.0%	2.0%	1.6%	1.5%	...	74.8%

	10年より前に被害を受けた	10年～3年前に被害を受けた	3年以内に被害を受けた
いずれの機関・団体の支援も受けていない	82.0%	58.7%	56.1%

犯罪被害者等支援における生活上の支援の必要性 (2)

Q61 「どのような支援・配慮を必要としたか」 (回答者数：819名)

	どのような支援・ 配慮が必要か わからなかった	事件・被害に 関する話を 聞いてもらう	警察・検察との 対応の手助け、 付添い	精神的な支援	…	経済的な支援	生活上の支援※
被害を受けた 直後	46.0%	20.1%	12.5%	9.0%	…	5.6%	6.9%
現在	43.6%	8.8%	4.6%	8.4%	…	4.8%	3.9%

※ 「住まいに関する支援」 「生活全般の手伝い」 「家族の介護」 「こどもの世話」 「こどもの進学」 を合算

	10年より前に 被害を受けた	10年～3年前に 被害を受けた	3年以内に被害 を受けた
被害を受けた 直後	48.8%	42.7%	34.7%
現在	44.5%	43.4%	38.8%

犯罪被害者等支援における生活上の支援の必要性 (3)

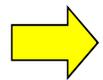
横浜市犯罪被害者相談室への相談内容（ニーズ）の経年比較
 （日本司法福祉学会第23回全国大会（2023）における発表資料から抜粋）

	平成30年度		令和元年度		令和4年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
精神的ケア	231	36.7%	267	32.8%	489	33.3%
刑事・民事に関する事	189	30.0%	215	26.4%	608	41.4%
経済的支援	29	4.6%	89	10.9%	253	17.2%
家族関係	131	20.8%	47	5.8%	62	4.2%
医療相談	38	6.0%	91	11.2%	110	7.5%
福祉相談	71	11.3%	52	6.4%	149	10.1%
就労相談	30	4.8%	17	2.1%	32	2.2%
生活上の問題*1	60	9.5%	76	9.3%	277	18.9%
相談窓口	21	3.3%	14	1.7%	76	5.2%
条例及び支援制度*2	-	-	75	9.2%	312	21.2%
継続中の被害に関する事	29	4.6%	49	6.0%	28	1.9%
その他・不明	110	17.5%	71	8.7%	180	12.3%

・各%は、延べ件数（平成30年度：629件 令和元年度：814件 令和4年度：1469件）に対する割合を示す。
 （*1：住居、家事・介護、子育て、学校等に関する事 *2：条例及び支援制度の利用に関する事）

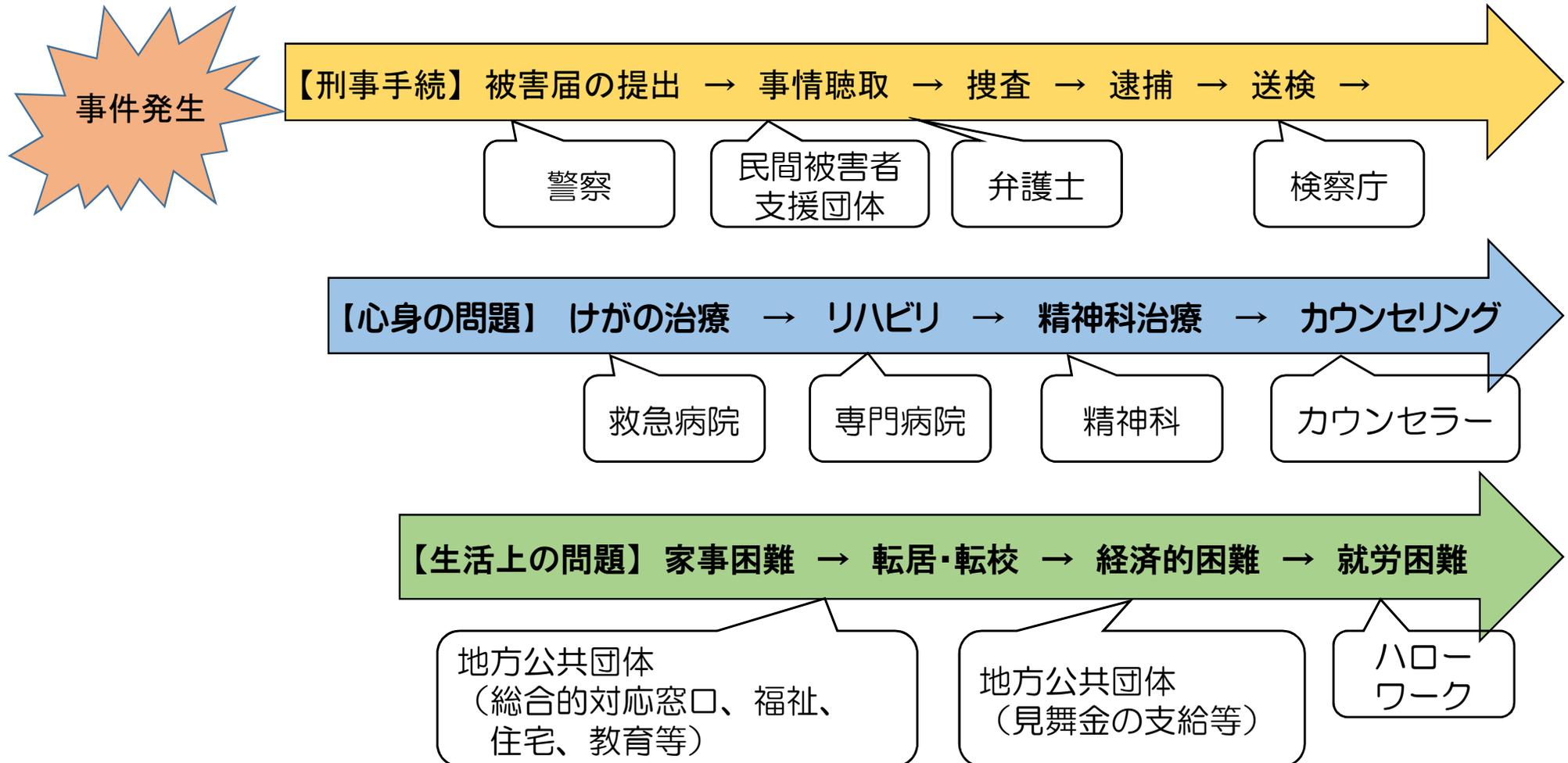
犯罪被害者等支援における生活上の支援の必要性（4）

- * 経済的支援、生活上の支援のニーズは、支援機関・団体によるアセスメントがなければ、犯罪被害者等が自覚できなかったり、表出することができない可能性がある。
- * 支援サービス・制度が充実することにより、支援ニーズが掘り起こされる可能性がある。



支援機関・団体によるニーズアセスメント、支援制度の整備が重要

犯罪被害者等への多機関による重層的な支援の必要性（例示）



犯罪被害者等支援において なぜ多機関連携が必要なのか（1）

- * 複数の専門機関・団体が各々の専門性を発揮することと併せて、複数の目で犯罪被害者等の生活全体の支援ニーズを一次的にアセスメントし、コーディネーターに繋ぐことが有効。
- * 複数の領域に渡る多様な支援ニーズに対し、単一の機関・団体による取組で満たすことは困難。
- * 犯罪被害者等は被害により、社会（他者）への信頼感を失っていることが多く、単なる情報提供ではなく、丁寧な引き継ぎ、連携が求められる。

犯罪被害者等支援において なぜ多機関連携が必要なのか（２）

* 犯罪被害者等がどこでどのような支援が受けられるか分からず、支援にたどり着くまでに多大な負担を強いられ、また、何度も繰り返し被害状況等の説明をすることで二次的被害を受けている。

➡ **どこの機関・団体に相談しても、その後は必要な支援が様々な機関・団体から途切れなく提供されることが望ましい**

➡ **ワンストップサービス体制構築の必要性**

犯罪被害者等の支援で関連する部署、 機関・団体の例

全てを把握し、
関係性を作る
のは難しい……

* 地方公共団体内の部署

- ・障害者担当、高齢者担当、子ども担当、DV担当
- ・精神保健福祉センター
- ・生活困窮担当、年金担当、保険担当、住民票・戸籍担当
- ・教育委員会(学校)など

* 犯罪被害者等支援に関係する機関・団体

- ・警察、検察庁、裁判所、矯正機関、保護観察所、民間被害者支援団体、弁護士会(被害者支援委員会)、法テラス、被害者自助グループなど
- ・医療機関、男女共同参画センター、社会福祉協議会、地域包括支援センター、その他の自助グループなど

都道府県
コーディネーター
への期待

まとめにかえて

- * 総合的対応窓口における支援対象者（犯罪被害者等）について、確認しておく。
- * 犯罪被害者等には、多種多様で、時間とともに変化していくニーズがある。とくに生活上のニーズについて、地方公共団体の役割を認識する。
- * 多機関連携支援の意義を理解し、支援体制を構築する。
- * 都道府県と市区町村は、相互補完的な役割をもち、犯罪被害者等を支援する。